

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

社会教育行政の一部を移管するため、西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

---

令和2年11月11日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

(別 紙)

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和2年11月11日

西宮市教育委員会

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第1条 西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成25年西宮市条例第18号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、本則第2号中「除く」を「含む」に改め、同号を本則第3号とし、本則第1号を本則第2号とし、本則に第1号として次の1号を加える。

- (1) 図書館、郷土資料館及び公民館(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

(西宮市事務分掌条例の一部改正)

第2条 西宮市事務分掌条例(昭和50年西宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中

「(5) スポーツに関する事項」

を

「(5) スポーツに関する事項

(6) 生涯学習の振興に関する事項」

に改める。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第3条 西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第31条の次に次の1条を加える。

(西宮市文化財保護審議会の特例)

第31条の2 西宮市文化財保護審議会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

別表市長の部建築基準法(昭和25年法律第201号)第78条第1項の款の次に次のように加える。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第2項	西宮市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項についての建議に関する事務並びに西宮市文化財保護条例(昭和48年西宮市条例第3号)第30条の規定による諮問に応じた審査	7人	文化財に関し優れた識見を有する者
------------------------------	-------------	---	----	------------------

(西宮市図書館振興基金条例の一部改正)

第4条 西宮市図書館振興基金条例(昭和60年西宮市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「西宮市教育委員会」を「市長」に改める。

(西宮市立図書館条例の一部改正)

第5条 西宮市立図書館条例(昭和36年西宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第2条に次の2項を加える。

2 西宮市立中央図書館に分室を置く。

3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

西宮市立中央図書館越木岩分室 西宮市樋之池町5番31号

西宮市立中央図書館段上分室 西宮市段上町2丁目10番3号

西宮市立中央図書館上ヶ原分室 西宮市六軒町1番32号

西宮市立中央図書館甲東園分室 西宮市甲東園3丁目2番29号

西宮市立中央図書館高須分室 西宮市高須町1丁目7番91号

西宮市立中央図書館山口分室 西宮市山口町下山口4丁目1番8号

西宮市立中央図書館若竹分室 西宮市西福町15番12号

第5条を削る。

第4条中「西宮市教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(開館時間及び休館日)

第3条 図書館及び分室の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(実施事項)

第4条 図書館は、次に掲げる事項を実施する。

(1) 図書、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。

(2) 利用者による調査及び相談に対し、必要な資料及び情報を提供すること。

(3) 資料展示会、講演会、鑑賞会等を開催すること。

(4) 学校その他の教育機関及び関係行政機関並びに各種団体との連絡及び協力を  
行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業を行うこと。

第6条の次に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(西宮市文化財保護条例の一部改正)

第6条 西宮市文化財保護条例(昭和48年西宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「西宮市(以下「市」という。)」を「市」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)

第2条第1項第1号に掲げる有形文化財(以下「有形文化財」という。)、同項第2号に掲げる無形文化財(以下「無形文化財」という。)、同項第3号に掲げる民俗文化財(以下「民俗文化財」という。)及び同項第4号に掲げる記念物(以下「記念物」という。)をいう。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(市の責務)」に改め、同条中「市長および市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「(市民及び所有者等の心構え)」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「所有者」の次に「その他の関係者」を加え、同条を第4条とする。

第2章及び第3章を次のように改める。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第5条 市長は、市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有

者に通知してする。

- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(指定の解除)

第6条 市長は、市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つたときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者に通知してする。
- 3 第1項の規定による指定の解除は、前項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。
- 4 市指定有形文化財の所有者は、第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から30日以内に、前条第4項の指定書を市長に返還しなければならない。

(管理)

第7条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定による市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。
- 3 市指定有形文化財の所有者は、特別の理由があるときは、適当な者を当該市指定有形文化財の管理の責に任ずる者（以下「管理者」という。）に選任することができる。
- 4 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理者を選任したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。管理者を解任したときも同様とする。

5 第1項及び第2項の規定は、管理者について準用する。

(所有者の変更等の届出)

第8条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、その変更の日から20日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期限までに、市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき その変更の日から20日以内

(2) 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗まれたとき 当該事実を知った日から10日以内

(3) 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき 所在の場所を変更しようとする日の20日前

(管理及び修理に関する勧告等)

第9条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗まれるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理者に対し、その管理について勧告をし、又は必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理者に対し、その修理について必要な勧告又は命令をすることができる。

(許可)

第10条 市指定有形文化財の所有者又は管理者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 市指定有形文化財の現状の変更(軽微なもの及び前条第2項の規定により勧告又は命令を受けて行うものを除く。)

(2) 第7条第1項の規定により市長が指示した市指定有形文化財の保存の方法の変更

2 市長は、前項の許可（以下この条及び次条において「許可」という。）をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第11条 市指定有形文化財の所有者又は管理者は、当該市指定有形文化財を修理しようとするときは、規則で定めるところにより、当該修理に着手しようとする日の30日前までに、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、第9条第2項の規定により勧告又は命令を受けて修理する場合及び許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

(環境の保全)

第12条 市長は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は一定の措置を講ずるよう命ずることができる。

(公開の勧告)

第13条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、市民の文化向上のため、市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

### 第3章 市指定無形文化財

(指定等)

第14条 市長は、市の区域内に存する無形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者

又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者に通知してする。

(1) 第1項の規定による指定 保持者又は保持団体の代表者

(2) 前項の規定による保持者の認定 保持者

(3) 前項の規定による保持団体の認定 保持団体の代表者

4 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(指定等の解除)

第15条 市長は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つたときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため市指定無形文化財の保持者として適当でなくなつたと認めるとき、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認めるときその他特別の理由があるときは、市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除

されたものとする。これらの場合には、市長は、その旨を告示する。

(保持者の氏名変更等の届出)

第16条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他市指定無形文化財の保持上影響を及ぼす事情が市指定無形文化財の保持者に生じたときは、当該市指定無形文化財の保持者又はその相続人は、その事由の生じた日(市指定無形文化財の保持者が死亡した場合にあつては、相続人がその事実を知った日)から20日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

2 保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、その代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)は、その事由の生じた日から20日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(記録の作成等)

第17条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について記録の作成等必要な措置を行うことができる。

(公開の勧告)

第18条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第19条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、市指定無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第33条の見出しを削り、同条第1項及び第2項中「き損し」を「毀損し」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第3項中「ときは」の次に「、前2項の規定にかかわらず」を加

え、「禁錮」を「禁錮」に改め、第4章中同条を第32条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第9条、第10条第3項又は第12条の規定(第22条及び第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)による命令に違反した者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

第34条を削る。

第35条の見出しを削り、同条中「第9条から第13条までの規定(第25条又は第27条の規定により)」を「第7条第4項、第8条若しくは第11条の規定(第22条及び第25条において)に、「及び第20条」を「又は第16条」に改め、同条を第34条とする。

第36条を第35条とし、第4章を第7章とする。

第3章の次に次の3章を加える。

#### 第4章 市指定民俗文化財

(指定)

第20条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(指定の解除)

第21条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(準用)

第22条 第7条から第13条までの規定は市指定有形民俗文化財に、第17条から第19条までの規定は市指定無形民俗文化財について準用する。この場合において、第18条中「市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財」とあるのは「市指定無形民俗文化財」と、第19条中「市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存」とあるのは「市指定無形民俗文化財の保存」と読み替えるものとする。

## 第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第23条 市長は、市の区域内に存する記念物のうち、重要なものを西宮市指定史跡名勝天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(指定の解除)

第24条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(準用)

第25条 第7条から第12条までの規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

#### 第6章 補則

(埋蔵文化財の保全等)

第26条 市長は、埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財をいう。）が包蔵されていると推定される土地の発掘をしようとする場合は、当該土地の所有者その他の関係者に対し、必要な措置を示し、協力を求めることができる。

- 2 文化財と認められる出土品を発見した者は、速やかに市長にその旨を届け出るとともに、その損傷及び散逸の防止に努めなければならない。

(報告及び調査)

第27条 市長は、必要があるときは、この条例の規定に基づき市が指定した文化財

(以下「市指定文化財」という。)の所有者その他関係者に対し、その現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員又は市長の定めた者（以下「職員等」という。）に、市指定文化財の所在する場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。ただし、居住者のある建物に立ち入る場合においては、あらかじめ当該居住者の承諾を得るものとする。

- 3 前項の規定により立入調査を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつた時は、これを提示しなければならない。

(助成)

第28条 市長は、市指定文化財の保存及び活用に要する経費につき、規則で定めるところにより、必要な助成をすることができる。

(地位の承継)

第29条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてなされた旧所有者に対する市長の指示、勧告、命令等について、その地位を承継するものとする。

2 前項の場合において、第5条第4項（第20条第2項及び第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定書の交付を受けた旧所有者は、当該市指定文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

（諮問）

第30条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市文化財保護審議会に諮問しなければならない。ただし、西宮市文化財保護審議会により建議されている場合は、この限りでない。

（1） 第5条第1項、第14条第1項、第20条第1項又は第23条第1項の規定による指定をするとき。

（2） 第6条第1項、第15条第1項、第21条第1項又は第24条第1項の規定による指定の解除をするとき。

（3） 第9条（第22条及び第25条において準用する場合を含む。）又は第19条（第22条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勧告をするとき。

（4） 第9条（第22条及び第25条において準用する場合を含む。）の規定による命令をするとき。

（5） 第10条第1項（第22条及び第25条において準用する場合を含む。）の許可をするとき。

（6） 第10条第3項（第22条及び第25条において準用する場合を含む。）の規定により行為の停止を命じ、又は許可を取り消すとき。

(7) 第12条(第22条及び第25条において準用する場合を含む。)の規定により一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は一定の措置を講ずるよう命ずるとき。

(8) 第14条第2項又は第4項の規定による認定をするとき。

(9) 第15条第2項の規定による認定の解除をするとき。

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(西宮市立郷土資料館条例の一部改正)

第7条 西宮市立郷土資料館条例(昭和59年西宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「委員会規則」を「規則」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「委員会」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第7条ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(特別利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、特別利用の許可を受けた者が許可の条件に違反したとき若しくはそのおそれがあるとき又は資料館の運営上必要があると認めるときは、許可を取り消し、又は停止することができる。

第6条中「特別利用」を「特別な利用(以下これらを「特別利用」という。)」に、「委員会」を「市長」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

(1) 現に資料が展示されているとき。

(2) 特別利用により資料の保存又は管理に支障があるとき。

第6条 西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例(平成27年西宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

本則中「第2条に掲げる図書館」を「第2条第1項に掲げる図書館(同条第3項に掲げる分室を含む。)」に改める。

(西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第7条 西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成18年西宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条に掲げる図書館」を「第2条第1項に掲げる図書館(同条第3項に掲げる分室を含む。)」に改める。

(西宮市住宅宿泊事業法施行条例の一部改正)

第8条 西宮市住宅宿泊事業法施行条例(平成29年西宮市条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「第2条に規定する図書館に設置する分館」を「第2条第3項に掲げる分室」に改める。

(旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例の一部改正)

第9条 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例(平成16年西宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第2項中「第2条に規定する図書館に設置する分館」を「第2条第3項に掲げる分室」に改める。

(西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第10条 西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成15年西宮市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第2第32項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「第24条第1項」を「第

嘱及び再任その他の行為は、第3条の規定による改正後の西宮市附属機関条例（以下「改正後附属機関条例」という。）の相当規定により市長が西宮市文化財保護審議会についてしたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前文化財保護条例に基づく西宮市文化財審議会の委員長又は副委員長である者は、改正後附属機関条例第3条第1項の規定に基づき西宮市文化財保護審議会の委員により互選されたものとみなす。

（西宮市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行前に改正前文化財保護条例の規定により教育委員会が行った指定その他の行為は、第6条の規定による改正後の西宮市文化財保護条例（以下「改正後文化財保護条例」という。）の相当規定により市長が行った指定その他の行為とみなす。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前文化財保護条例に基づき西宮市文化財審議会が諮問を受けている事項は、改正後文化財保護条例に基づき西宮市文化財保護審議会に諮問されたものとみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する改正前文化財保護条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

（西宮市立郷土資料館条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この条例の施行前に第7条の規定による改正前の西宮市立郷土資料館条例の規定により教育委員会が行った許可その他の行為は、同条の規定による改正後の同条例の相当規定により市長が行った許可その他の行為とみなす。

（西宮市立公民館条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行前に第8条の規定による改正前の西宮市立公民館条例の規定により教育委員会が行った許可その他の行為は、同条の規定による改正後の同条例の相当規定により市長が行った許可その他の行為とみなす。

（西宮市個人番号カードを利用する事務を定める条例の一部改正）

第4条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「前項本文の」を削り、同項ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「次の」を「市長は、次の」に改め、「取り消す」の次に「ものとする」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 公民館の使用を許可することが、法第23条に規定する公民館の運営方針に反することとなるとき。

第3条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「委員会」を「市長」に改め、「前項各号」の次に「(第1号を除く。)」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(開館日及び使用時間)

第3条 公民館の開館日及び使用時間は、規則で定める。

別表中「第4条」を「第5条」に改め、同表備考第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(西宮市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第6条の規定による改正前の西宮市文化財保護条例(以下「改正前文化財保護条例」という。)の規定に基づき教育委員会が行った西宮市文化財審議会の委員の委

(3) 著作権者の許諾が必要な特別利用で、その許諾を得ていないとき。

(4) 寄託された資料の特別利用で、寄託者の同意を得ていないとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

3、市長は、特別利用の許可をする場合において、資料の保全上必要な条件を付することができる。

第6条を第8条とする。

第5条中「西宮市教育委員会規則」を「規則」に改め、同条ただし書中「西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）において」を「市長が」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「その他の」を「、学芸員その他必要な」に改め、同条を第6条とする。

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 資料に関する刊行物の作成及び頒布を行うこと。

第3条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(開館時間及び休館日)

第4条 資料館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

第2条の2を第3条とする。

(西宮市立公民館条例の一部改正)

第8条 西宮市立公民館条例(昭和36年度西宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「委員会規則」を「規則」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「および責任」を「等」に改め、同条第1項中「滅失または、」を「滅失し、又は」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「譲渡または、」を「譲渡し、又は」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

20条第1項」に、「第26条第1項」を「第23条第1項」に、「市指定史跡天然記念物」を「市指定史跡名勝天然記念物」に改める。

(西宮市都市景観条例の一部改正)

第11条 西宮市都市景観条例(平成21年西宮市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第7項第3号中「西宮市指定史跡若しくは天然記念物」を「西宮市指定史跡名勝天然記念物」に改める。

(西宮市屋外広告物条例の一部改正)

第12条 西宮市屋外広告物条例(平成19年西宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第6号中「第6条第1項又は第24条第1項」を「第5条第1項又は第20条第1項」に、「並びに同条例第26条第1項」を「及び同条例第23条第1項」に改める。

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成25年西宮市条例第18号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。</p> <p>（新規）</p> <p>（1）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>（2）文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。</p> <p>（1）<u>図書館、郷土資料館及び公民館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第112号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</u></p> <p>（2）<u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u></p> <p>（3）<u>文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）。</u></p>

第2条 西宮市事務分掌条例(昭和50年西宮市条例第14号)新旧対照表

現 行	改正案
<p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する局等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>産業文化局</p> <p>(1) 産業振興に関する事項</p> <p>(2) 消費生活に関する事項</p> <p>(3) 都市ブランドの発信に関する事項</p> <p>(4) 文化に関する事項</p> <p>(5) スポーツに関する事項</p> <p>231 (新規)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する局等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>産業文化局</p> <p>(1) 産業振興に関する事項</p> <p>(2) 消費生活に関する事項</p> <p>(3) 都市ブランドの発信に関する事項</p> <p>(4) 文化に関する事項</p> <p>(5) スポーツに関する事項</p> <p>(6) <u>生涯学習の振興に関する事項</u></p> <p>(略)</p>

第3条 西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）新旧対照表

現 行	改正案					
<p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>別表</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>(略)</p> <p>(西宮市文化財保護審議会の特例)</p> <p>第31条の2 西宮市文化財保護審議会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="715 235 1193 1102"> <tr> <td>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項</td> <td>西宮市文化財保護審議会</td> <td>文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項について建議に関する事務並びに西宮市文化財保護条例（昭和48年西宮市条例第3号）第30条の規定による諮問に応じた審査</td> <td>7人</td> <td>文化財に 関し優れ た識見を 有する者</td> </tr> </table>	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項	西宮市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項について建議に関する事務並びに西宮市文化財保護条例（昭和48年西宮市条例第3号）第30条の規定による諮問に応じた審査	7人	文化財に 関し優れ た識見を 有する者
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項	西宮市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項について建議に関する事務並びに西宮市文化財保護条例（昭和48年西宮市条例第3号）第30条の規定による諮問に応じた審査	7人	文化財に 関し優れ た識見を 有する者		

第4条 西宮市図書館振興基金条例（昭和60年西宮市条例第10号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、西宮市教育委員会が別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(略)</p>

第5条 西宮市立図書館条例（昭和36年西宮市条例第3号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(設置)            第1条 本市に図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館を設置する。            (名称及び位置)            第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。            西宮市立中央図書館 西宮市川添町15番26号            西宮市立北部図書館 西宮市名塩新町1番地            西宮市立鳴尾図書館 西宮市甲子園八番町1番20号            西宮市立北口図書館 西宮市北口町1番2号            (新規)            (新規)</p>	<p>(設置)            第1条 本市に図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を設置する。            (名称及び位置)            第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。            西宮市立中央図書館 西宮市川添町15番26号            西宮市立北部図書館 西宮市名塩新町1番地            西宮市立鳴尾図書館 西宮市甲子園八番町1番20号            西宮市立北口図書館 西宮市北口町1番2号            2. 西宮市立中央図書館に分室を置く。            3. 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。            西宮市立中央図書館越木岩分室 西宮市樋之池町5番31号            西宮市立中央図書館段上分室 西宮市段上町2丁目10番3号            西宮市立中央図書館上ヶ原分室 西宮市六軒町1番32号            西宮市立中央図書館甲東園分室 西宮市甲東園3丁目2番29号            西宮市立中央図書館高須分室 西宮市高須町1丁目7番91号            西宮市立中央図書館山口分室 西宮市山口町下山口4丁目1番8号            西宮市立中央図書館若竹分室 西宮市西福町15番12号            (開館時間及び休館日)            第3条 図書館及び分室の開館時間及び休館日は、規則で定める。            (実施事項)            第4条 図書館は、次に掲げる事項を実施する。            (1) 図書、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。            (2) 利用者による調査及び相談に対し、必要な資料及び情報を提供すること。</p>

<p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に館長ならびに専門的職員、事務職員およびその他必要な職員を置く。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第4条 西宮市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者</p> <p>(2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれのある者</p> <p>(3) 営利を目的とする行為をし、またはそのおそれのある者</p> <p>(4) その他管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関する必要な事項は、西宮市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(3) 資料展示会、講演会、鑑賞会等を開催すること。</p> <p>(4) 学校その他の教育機関及び関係行政機関並びに各種団体との連絡及び協力を行うこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業を行うこと。</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 図書館に館長ならびに専門的職員、事務職員およびその他必要な職員を置く。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者</p> <p>(2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれのある者</p> <p>(3) 営利を目的とする行為をし、またはそのおそれのある者</p> <p>(4) その他管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	---

第6条 西宮市文化財保護条例（昭和48年西宮市条例第3号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>西宮市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて市民の文化向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「文化財」とは、<u>市民の文化向上に寄与しうる文化的所産ならびに学術上価値の高い動物、植物および地質鉱物をいう。</u></p> <p>(種類)</p> <p>第3条 文化財の種類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産および考古資料（以下「有形文化財」という。）</u></p> <p>(2) <u>演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産（以下「無形文化財」という。）</u></p> <p>(3) <u>衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能およびこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件（以下「民俗文化財」という。）</u></p> <p>(4) <u>貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡ならびに動物）生息地、繁殖地および渡来地を含む。）</u>、<u>植物（自生地を含む）および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）</u>（以下「記念物」という。）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市の区域内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて市民の文化向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「文化財」とは、<u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号に掲げる有形文化財（以下「有形文化財」という。）</u>、<u>同項第2号に掲げる無形文化財（以下「無形文化財」という。）</u>、<u>同項第3号に掲げる民俗文化財（以下「民俗文化財」という。）</u>及び<u>同項第4号に掲げる記念物（以下「記念物」という。）</u>をいう。</p> <p>(削除)</p>

(市長および教育委員会の責務)

第4条 市長および教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市民文化の向上に資するため、文化財の保護について基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民および所有者の心構え)

第5条 市民は、文化財保護に関する意識を高め、市がこの条例に基づいて行う施策に協力しなければならない。

2 文化財の所有者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、その文化的活用に努めなければならない。

第2章 各則

第1節 市指定有形文化財

(指定)

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者に通知して行うものとする。

(新規)

(新規)

(市の責務)

第3条 市は、市民文化の向上に資するため、文化財の保護について基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民および所有者等の心構え)

第4条 市民は、文化財保護に関する意識を高め、市がこの条例に基づいて行う施策に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、その文化的活用に努めなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第5条 市長は、市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者に通知してする。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(指定の解除)

第7条 委員会は、市指定有形文化財がその価値を失った場合、その他特別の理由があると認める場合はその指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者に通知して行なうものとする。

(新規)

(新規)

(管理)

第8条 委員会は、市指定有形文化財の管理について、当該所有者に対し、必要な事項を指示することができる。

2 市指定有形文化財の所有者は、この条例ならびにこれに基づく委員会規則(以下「規則」という。)および委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

(新規)

(新規)

(新規)

(指定の解除)

第6条 市長は、市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者に通知してする。

3 第1項の規定による指定の解除は、前項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

4 市指定有形文化財の所有者は、第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から30日以内に、前条第4項の指定書を市長に返還しなければならない。

(管理)

第7条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

2 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定による市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

3 市指定有形文化財の所有者は、特別の理由があるときは、適当な者を当該市指定有形文化財の管理の責に任ずる者(以下「管理者」という。)に選任することができる。

4 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理者を選任したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。管理者を解任したときも同様とする。

5 第1項及び第2項の規定は、管理者について準用する。

(所有者の変更の届出)

第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、規則で定める書面により、20日以内に、委員会に届けなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第10条 市指定有形文化財の所有者は、その氏名若しくは名称または住所を変更したときは、規則で定める書面により、20日以内に、委員会に届けなければならない。

(滅失等の届出)

第11条 市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財の全部または一部が滅失し、若しくははき損し、またはこれを亡失し、若しくはは盗難にあつたときは、規則で定める書面により、その事実を知った日から10日以内に、委員会に届けなければならない。

(所有者の変更等の届出)

第8条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、その変更の日から20日以内に、市長にその旨を届けなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期限までに、市長にその旨を届けなければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき その変更の日から20日以内

(2) 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはは毀損し、又はこれを亡失し、若しくはは盗まれたとき 当該事実を知った日から10日以内

(3) 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき 所在の場所を変更しようとする日の20日前

(削除)

(削除)

(所在の変更の届出)

第12条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の所在の場所を市の区域内で変更しようとするときは、規則で定める書面により、所在の場祖を変更しようとする日の20日前までに、委員会に届けなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財を、公開のため市の区域外に移そうとするときは、規則で定める書面により、移そうとする日の20日前までに、委員会に届けなければならない。

(修理の届出)

第13条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財を維持のため修理しようとするときは、規則で定める書面により、修理しようとする日の30日前までに、委員会に届けなければならない。

(管理及び修理に関する勧告等)

第9条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗まれるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理者に対し、その管理について勧告をし、又は必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理者に対し、その修理について必要な勧告又は命令をすることができる。

(許可)

第10条 市指定有形文化財の所有者又は管理者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 市指定有形文化財の現状の変更(軽微なもの及び前条第2項の規定により勧告又は命令を受けて行うものを除く。)

(2) 第7条第1項の規定により市長が指示した市指定有形文化財の保存の方法の変更

2 市長は、前項の許可(以下この条及び次条において「許可」という。)をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 許可を受けた者が前項の条件に従わなかつたときは、市長は、許可に係る行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第11条 市指定有形文化財の所有者又は管理者は、当該市指定有形文化財を修理しようとするときは、規則で定めるところにより、当該修理に着手しようとする日の30日前までに、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、第9条第2項の規定により勧告又は命令を受けて修理する場合及び許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

(許可)

第14条 市指定有形文化財の所有者は、次に掲げる行為をしようとするときは、行為をしようとする20日前までに、委員会に申請して許可を受けなければならない。

(1) 市指定有形文化財の現状を変更しようとするときは、ただし、維持のため修理しようとするときをのぞく。

(2) 市指定有形文化財について、委員会が指示した保存の方法を変更しようとするとき。

(3) 市指定有形文化財を市の区域外に移そうとするとき。ただし、第17条の場合をのぞく。

2. 前項の許可をあたえる場合において、委員会は必要な条件を付することができる。

3. 第1項の許可を受けた者が、前項の許可条件に従わなかった場合には、委員会は許可にかかると必要な措置を講じ、または許可を取り消すことができる。  
(管理および修理に関する催告等)

第15条 委員会は、市指定有形文化財の管理方法が適当でないため、市指定有形文化財が滅失し、き損し、または盗難のおそれがあると認められるときは、所有者に対し、その管理について必要な措置を講ずるよう指導し、催告し、または命令することができる。

2. 委員会は、市指定有形文化財が損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な措置を講ずるよう、指導し、催告し、または命令することができる。

(環境の保全)

第16条 委員会は、市指定有形文化財の保存管理のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止または一定の措置を講ずるよう命令することができる。

(削除)

(削除)

(環境の保全)

第12条 市長は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は一定の措置を講ずるよう命ずることができる。

(公開)

第17条 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、市民文化の向上のため、市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

第2節 市指定無形文化財

(指定)

第18条 委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定により指定しようとするときは、市指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該市指定無形文化財の保持者に認定書を交付して行うものとする。

4 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(指定の解除)

第19条 委員会は、市指定無形文化財が、つぎの各号の一に該当るときは、その指定を解除することができる。

(公開の勧告)

第13条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、市民の文化向上のため、市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

第3章 市指定無形文化財

(指定等)

第14条 市長は、市の区域内に存する無形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者に通知してする。

(1) 第1項の規定による指定 保持者又は保持団体の代表者

(2) 前項の規定による保持者の認定 保持者

(3) 前項の規定による保持団体の認定 保持団体の代表者

4 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(指定の解除)

第15条 市長は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つたときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

(1) 市指定無形文化財としての価値を失ったとき。

(2) 保持者が心身の故障のため、保持者として適当でなくなつたと求められるとき。

2 前項の規定による指定の解除は、前条第3項の規定を準用する。

3 市指定無形文化財の保持者が死亡したときは、市指定無形文化財の保持者の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において委員会は、その旨を告示する。

(保持者の氏名変更等)

第20条 市指定無形文化財の保持者は、つぎの各号の一に該当するときは、20日以内に委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定無形文化財の保持者が氏名または住所を変更したとき

(2) 市指定無形文化財の保持上影響をおよぼす理由が、当該市指定無形文化財の保持者に生じたとき。

2 市指定無形文化財の保持者が死亡したときは、その相続人は、20日以内に委員会に届け出なければならない。

2 市長は、市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため市指定無形文化財の保持者として適当でなくなつたと認めるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認めるときその他特別の理由があるときは、市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。これらの場合には、市長は、その旨を告示する。

(保持者の氏名変更等の届出)

第16条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他市指定無形文化財の保持上影響を及ぼす事情が市指定無形文化財の保持者に生じたときは、当該市指定無形文化財の保持者又はその相続人は、その事由の生じた日(市指定無形文化財の保持者が死亡した場合にあつては、相続人がその事実を知つた日)から20日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

2 保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、その代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)は、その事由の生じた日から20日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(保存)

第21条 委員会は、市指定無形文化財の保存のために必要な措置を講ずることができる。

(保存に関する助言または勧告)

第22条 委員会は、市指定無形文化財の保持者またはその保存を目的とする団体、その他保存にあたることを適当と認める者に対し、市指定無形文化財の保存のために必要な助言または勧告をすることができる。

(公開)

第23条 委員会は、市民文化の向上のため、市指定無形文化財の保持者またはその他保存にあたることを適当と認める者に対し、当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

(新規)

第3節 市指定民族文化財

(指定および解除)

第24条 委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定は、第6条第2項の規定を準用し、市指定無形民俗文化財の指定はその旨を告示することによって行う。

(記録の作成等)

第17条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について記録の作成等必要な措置を行うことができる。

(削除)

(公開の勧告)

第18条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

(保存に関する助言または勧告)

第19条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他の保存に当たることが適当と認められる者に対し、市指定無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定民族文化財

(指定)

第20条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

<p>3 第1項の指定の解除は、第7条第1項の規定を準用する。</p> <p>4 前項の解除は、市指定有形民俗文化財にあつては、第7条第2項の規定を準用し、市指定無形民俗文化財あつては、その旨を告示することによつて行う。</p> <p>13 1 (準用規定)</p> <p>第25条 第8条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財に、第21条から第23条までの規定は、市指定無形民俗文化財について準用する。</p>	<p>3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。</p> <p>(削除)</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第21条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つたときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第22条 第7条から第13条までの規定は市指定有形民俗文化財に、第17条から第19条までの規定は市指定無形民俗文化財について準用する。この場合において、第18条中「市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財」とあるのは「市指定無形民俗文化財」と、第19条中「市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存」とあるのは「市指定無形民俗文化財の保存」と読み替えるものとする。</p>
--	--

第4節 市指定史跡天然記念物

(指定および解除)

第26条 委員会は、市の区域内に存する記念物のうち、重要なものを西宮市指定史跡および天然記念物（以下「市指定史跡天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の指定の解除は、第7条第1項の規定を準用する。

3 第2項の指定および解除は、第6条第2項の規定を準用する。

(準用規定)

第27条 第8条から第16条までの規定は、市指定史跡天然記念物について準用する。

第3章 補則

(新規)

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第23条 市長は、市の区域内に存する記念物のうち、重要なものを西宮市指定史跡名勝天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(指定の解除)

第24条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(準用)

第25条 第7条から第12条までの規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 補則

(埋蔵文化財の保全等)

第26条 市長は、埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財をいう。）が包蔵されていると推定される土地の発掘をしようとする場合は、当該土地の所有者その他の関係者に対し、必要な措置を示し、協力を求めることができる。

2 文化財と認められる出土品を発見した者は、速やかに市長にその旨を届け出るとともに、その損傷及び散逸の防止に努めなければならない。

(報告、調査)

第28条 委員会は、必要があるときは、所有者その他関係者に対し、市指定文化財の現状または管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、この条例の施行に必要な限度において、職員または委員会の定める者（以下「職員等」という。）を、市指定文化財の所在する場所に立ち入り、調査をさせることができる。ただし、建物に立ち入る場合においては、あらかじめ立入建物の居住者の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により、立入調査を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった時は、関係者に提示しなければならない。

1. (助成)

第29条 市長は、この条例の施行について必要と認めるときは、市規則で定めるところにより、必要な助成措置を講ずることができる。

(権利義務の承継)

第30条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の報告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(報告及び調査)

第27条 市長は、必要があるときは、この条例の規定に基づき市が指定した文化財（以下「市指定文化財」という。）の所有者その他関係者に対し、その現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員又は市長の定めた者（以下「職員等」という。）に、市指定文化財の所在する場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。ただし、居住者のある建物に立ち入る場合においては、あらかじめ当該居住者の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により立入調査を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があった時は、これを提示しなければならない。

(助成)

第28条 市長は、市指定文化財の保存及び活用に要する経費につき、規則で定めるところにより、必要な助成をすることができる。

(地位の承継)

第29条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてなされた旧所有者に対する市長の指示、報告、命令等について、その地位を承継するものとする。

2 前項の場合において、第5条第4項（第20条第2項及び第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定書の交付を受けた旧所有者は、当該市指定文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(文化財審議会)

第31条 文化財の調査研究について、委員会の附属機関として、西宮市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員7人以内で組織し、文化財に関し学識経験豊かな者のうちから委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、委員会においてやむを得ないと認められる場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第31条の2 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、審議会において、委員の互選により定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長を互選する会議は、委員会が招集する。

5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(諮問)

第30条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市文化財保護審議会に諮問しなければならない。ただし、西宮市文化財保護審議会により建議されている場合は、この限りでない。

(1) 第5条第1項、第14条第1項、第20条第1項又は第23条第1項の規定による指定をするとき。

(2) 第6条第1項、第15条第1項、第21条第1項又は第24条第1項の規定による指定の解除をするとき。

(3) 第9条(第2.2条及び第2.5条において準用する場合を含む。)又は第19条(第2.2条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による勧告をするとき。

(4) 第9条(第2.2条及び第2.5条において準用する場合を含む。)の規定による命令をするとき。

(5) 第10条第1項(第2.2条及び第2.5条において準用する場合を含む。)の許可をするとき。

(6) 第10条第3項(第2.2条及び第2.5条において準用する場合を含む。)の規定により行為の停止を命じ、又は許可を取り消すとき。

(7) 第12条(第2.2条及び第2.5条において準用する場合を含む。)の規定により一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は一定の措置を講ずるよう命ずるとき。

(8) 第14条第2項又は第4項の規定による認定をするとき。

(9) 第15条第2項の規定による認定の解除をするとき。

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(文化財の損壊等)

第3.3条 市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、2年以下の懲役もしくは禁錮〔こ〕、5万円以下の罰金又は科料に処する。

2 市指定史跡天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、2年以下の懲役若しくは禁錮〔こ〕、5万円以下の罰金又は科料に処する。

3 前2項に規定する者が、当該市指定文化財の所有者であるときは、1年以下の懲役若しくは禁錮〔こ〕、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(新規)

(許可命令違反)

第3.4条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第1.4条の規定による許可を受けず、同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第1.4条第3項、第1.5条第1項及び第2項並びに第1.6条の規定(第2.5条又は第2.7条の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)による命令に違反した者。

第7章 罰則

(罰則)

第3.2条 市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財を損壊し、毀損し、又は隠匿した者は、2年以下の懲役もしくは禁錮、5万円以下の罰金又は科料に処する。

2 市指定史跡天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、2年以下の懲役若しくは禁錮、5万円以下の罰金又は科料に処する。

3 前2項に規定する者が、当該市指定文化財の所有者であるときは、前2項の規定にかかわらず、1年以下の懲役若しくは禁錮、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第3.3条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第9条、第1.0条第3項又は第1.2条の規定(第2.2条及び第2.5条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)による命令に違反した者

(2) 第1.0条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

(削除)

(届出違反)

第35条 第9条から第13条までの規定(第25条又は第27条の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)及び第20条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規程)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料を科する。

第34条 第7条第4項、第8条若しくは第11条の規定(第22条及び第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第16条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規程)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料を科する。

第7条 西宮市立郷土資料館条例（昭和59年西宮市条例第17号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(略)</p> <p>(分館)</p> <p>第2条の2 資料館の分館として名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を置く。</p> <p>2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。</p> <p>(新規)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>(2) 資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。</p> <p>(新規)</p> <p>(4) 博物館、学校その他の関係機関と相互協力を行うこと。</p> <p>(5) 学習館において、和紙実習を開催すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 資料館に、館長その他の職員を置く。</p> <p>(和紙実習の受講)</p> <p>第5条 学習館において和紙実習を受講しようとする者は、あらかじめ西宮市教育委員会規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）において特別な理由があると認めるときは、実習費を減免することができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(分館)</p> <p>第3条 資料館の分館として名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を置く。</p> <p>2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 資料館の開館時間及び休館日は、規則で定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 資料館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>(2) 資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。</p> <p>(4) 資料に関する刊行物の作成及び頒布を行うこと。</p> <p>(5) 博物館、学校その他の関係機関と相互協力を行うこと。</p> <p>(6) 学習館において、和紙実習を開催すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 資料館に、館長、学芸員その他の必要な職員を置く。</p> <p>(和紙実習の受講)</p> <p>第7条 学習館において和紙実習を受講しようとする者は、あらかじめ規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、実習費を減免することができる。</p>

(特別利用の許可)

第6条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(新規)

(特別利用の許可)

第8条 資料の模写、模造、撮影その他特別な利用（以下これらを「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

(1) 現に資料が展示されているとき。

(2) 特別利用により資料の保存又は管理に支障があるとき。

(3) 著作権者の許諾が必要な特別利用で、その許諾を得ていないとき。

(4) 寄託された資料の特別利用で、寄託者の同意を得ていないとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

3 市長は、特別利用の許可をする場合において、資料の保全上必要な条件を付することができる。

(特別利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、特別利用の許可を受けた者が許可の条件に違反したとき若しくはそのおそれがあるとき又は資料館の運営上必要があると認めたとときは、許可を取り消し、又は停止することができる。

(原状回復等)

第10条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。

(入館の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(特別利用の許可)

第6条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(新規)

(原状回復等)

第7条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。

(入館の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

第8条 西宮市立公民館条例（昭和36年度西宮市条例第11号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 公民館を使用しようとする者は、<u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の使用を許可せず、又は取り消す。</p> <p>(1) 法第23条に規定する公民館の運営方針に反するとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を主たる目的とするとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>(5) その他委員会が使用を不相当と認めたととき。</p> <p>3 委員会は、公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）又は入館者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、使用を停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第4条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用のために使用するとき又は委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項本文の使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が認めるときは、この限りではない。</p>	<p>(略)</p> <p>(開館日及び使用時間)</p> <p>第3条 公民館の開館日及び使用時間は、規則で定める。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の使用を許可せず、取り消すものとする。</p> <p>(1) 公民館の使用を許可することが、法第23条に規定する公民館の運営方針に反することとなるとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) その他市長が使用を不相当と認めたととき。</p> <p>3 市長は、公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）又は入館者が前項各号（第1号を除く。）いずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、使用を停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用のために使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。</p>

3 委員会は、第1項本文の規定にかかわらず、使用者がその責に帰することのできない理由により公民館を使用することができなくなつたときその他特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、同項本文の使用料の額（同項ただし書の規定により減額された額）の全部又は一部について、その2分の1に相当する額を徴収し、又は使用料を徴収しないものとする。この場合において、既に使用料を徴収しているときは、当該使用料の額又は当該額と徴収すべき額との差額を返還させるものとする。

(使用者の義務および責任)

第5条 使用者は、その責に帰することのできる理由によつて公民館の設備その他の器具等を滅失または、破損した場合は、委員会が定める損害額を賠償しなければならぬ。

2 使用者は、公民館の使用を終了したときはその使用場所および設備を清掃・整頓し、公民館長に届出なければならぬ。

3 使用者は、公民館使用の権利を他人に譲渡または、転貸してはならない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

別表（第4条関係）

（略）

備考

（略）

3 附属設備使用料については、調理用ガス器具にあつては使用1回当たり700円を、陶芸窯にあつては使用1回当たり3,000円を上限として、教育委員会規則で定める。

3 市長は、第1項本文の規定にかかわらず、使用者がその責に帰することのできない理由により公民館を使用することができなくなつたときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、同項本文の使用料の額（同項ただし書の規定により減額された額）の全部又は一部について、その2分の1に相当する額を徴収し、又は使用料を徴収しないものとする。この場合において、既に使用料を徴収しているときは、当該使用料の額又は当該額と徴収すべき額との差額を返還させるものとする。

(使用者の義務等)

第6条 使用者は、その責に帰することのできる理由によつて公民館の設備その他の器具等を滅失し、又は破損した場合は、市長が定める損害額を賠償しなければならぬ。

(削除)

2 使用者は、公民館の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第7条 この条例について必要な事項は、規則で定める。

別表（第5条関係）

（略）

備考

（略）

3 附属設備使用料については、調理用ガス器具にあつては使用1回当たり700円を、陶芸窯にあつては使用1回当たり3,000円を上限として、規則で定める。